

議案第37号

葛飾区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例等の一部を改正する条例

第1条 葛飾区特別区税条例（昭和39年葛飾区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第24条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第52条第2項中「法第473条第1項又は第2項」を「第51条の3第1項又は第2項」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第4条の次に次の1条を加える。

(区民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第23条第4項の規定による申告書の提出（第24条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」とい

う。)を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の区市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた区市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

付則第5条及び第6条を次のように改める。

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第6条の2を削る。

第2条 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例（平成25年葛飾区条例第32号）の一部

を次のように改正する。

付則第1条第2号中「改正規定」の次に「並びに第2条中付則第14条の4第5項第3号の改正規定（「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）」を加え、同条第4号中「第2条の規定」の次に「（付則第14条の4第5項第3号の改正規定中「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

付則第3条第5項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

第3条 葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5条及び第6条の改正規定を削る。

付則第11条第1項及び第2項の改正規定の前に次のように加える。

付則第6条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第39条第1項第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第1条第3号中「第5条及び」を削る。

付則第5条の表新条例付則第6条の表以外の部分の項及び新条例付則第6条の表第39条第1項第2号アの項の項中「付則第6条」を「付則第6条第1項」に改める。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

① 第1条中葛飾区特別区税条例第15条第2項及び第24条の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日

② 第1条中葛飾区特別区税条例付則第6条の2を削る改正規定及び付則第4条の規定 平成28年4月1日

2 第1条の規定による改正後の葛飾区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則4条の2第1項及び第6条の規定並びに次条第3項並びに付則第3条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、平成27年度以後の年度分の区民税について適用し、平成26年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第15条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の区民税について適用し、平成27年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第4条の2の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する新条例付則第4条の2第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

4 新条例付則第5条の規定は、平成28年度以後の年度分の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第6条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったこの条例による改正前の葛飾区特別区税条例（以下「旧条例」という。）付則第6条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「

紙巻たばこ 3 級品」という。)に係る特別区たばこ税 (以下「たばこ税」という。) については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係るたばこ税の税率は、新条例第50条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

① 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで 1,000本につき2,925円

② 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで 1,000本につき3,355円

③ 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第51条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第51条の 3 第 1 項	施行規則第34号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成27年総務省令第38号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則 (以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。) 第48号の 5 様式
第51条の 3 第 2 項	施行規則第34号の 2 の 2 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の 6 様式
第51条の 3 第 3 項	施行規則第34号の 2 の 6 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の 9 様式
第51条の 3 第 4 項	施行規則第34号の 2 様式 又は第34号の 2 の 2 様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の 5 様式又は第48号の 6 様式

4 平成28年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等 (同法第469条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。) が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等 (新条例第47条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。) 又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)

附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定によりたばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第8条、第51条の3第4項及び第5項、第51条の6並びに第52条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第51条の3 第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第51条の3 第5項	第1項又は第2項	葛飾区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年葛飾区条例第 号。以下この節において「平成27年改正条例」という。）付則第4条第6項
第51条の6 第1項	第51条の3第1項又は第2項	平成27年改正条例付則第4条第5項
	当該各項	同項
第52条第2	第51条の3第1項又は第	平成27年改正条例付則第4条第6項

項	2 項	
---	-----	--

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、新条例第 51 条の 4 の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 51 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。
- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項

	平成28年 5 月 2 日	平成29年 5 月 1 日
第 6 項	平成28年 9 月 30日	平成29年10月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	から前項まで	、第 5 項及び前項
第 7 項の表第51条の 3 第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第10項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第51条の 3 第 5 項の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第10項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第51条の 6 第 1 項の項	付則第 4 条第 5 項	付則第 4 条第10項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第52条第 2 項の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第10項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

- 11 平成30年 4 月 1 日前に地方税法第465条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。
- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第11項
-------	----	------

	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第51条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第51条の3第5項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第51条の6第1項の項	付則第4条第5項	付則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第52条第2項の項	付則第4条第6項	付則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第13項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	平成31年 4 月30日
第 6 項	平成28年 9 月30日	平成31年 9 月30日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第13項の
	から前項まで	、第 5 項及び前項
第 7 項の表第51条の 3 第 4 項の項	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第51条の 3 第 5 項の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第14項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第51条の 6 第 1 項の項	付則第 4 条第 5 項	付則第 4 条第14項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第52条第 2 項の項	付則第 4 条第 6 項	付則第 4 条第14項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第13項